

取手市立戸頭小学校 いじめ防止基本方針(概要)



いじめとは

取手市みんなでいじめをなくすための条例より

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。（条例第2条第1項）

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

いじめ防止への基本理念

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

いじめを許さない学校（未然防止）

☆児童のよさを伸ばす教師のかかわり

- ・ 自尊感情、自己肯定感の醸成

☆学級経営の充実

- ・ 「いいとこさがし」の実施

☆授業における生徒指導

- ・ 授業での活躍の場の設定

☆児童会活動の充実

- ・ 委員会での活動やいじめ防止を呼びかける集会などの実施

☆道徳や体験活動等の重視

- ・ 児童同士の人間関係の円滑化
- ・ いじめ予防のための授業の実施

☆学校行事の充実

- ・ 思いやりの心や役割意識、責任感の育成

☆言語環境の整備

- ・ 児童の発する言葉への指導

☆インターネットを通して行なわれるいじめへの対策

- ・ 情報モラル教育の実施と推進

戸頭小学校の目指す児童像

- ◎かしこい子ども
- ◎心豊かな子ども
- ◎たくましい子ども

それって…いじめ？ (早期発見)

☆教師と児童の普段のかかわり

- ・ 休み時間や昼休みでの触れ合い

☆生徒指導部会

- ・ 定例会（月1回）

☆心の健康観察（毎日（基準））

☆生活アンケート

- ・ 12回（毎月1回）

もしも… いじめが… (早期対応)

対応として次のことをします！

- ☆チームで取り組みます。
- ☆関係機関との連携を図ります。
- ☆迅速に対応をします。

相談体制

◆戸頭小学校

（担任・学年主任・生徒指導主事・教育相談主任・養護教諭 等）

TEL 0297(78)1107

◆取手市役所子育て支援課

または教育委員会指導課

TEL 0297(74)2141

◆取手市教育総合支援センター

TEL 0297(63)4755（相談）

◆いじめ・体罰解消サポートセンター

TEL 029(823)6770（相談）